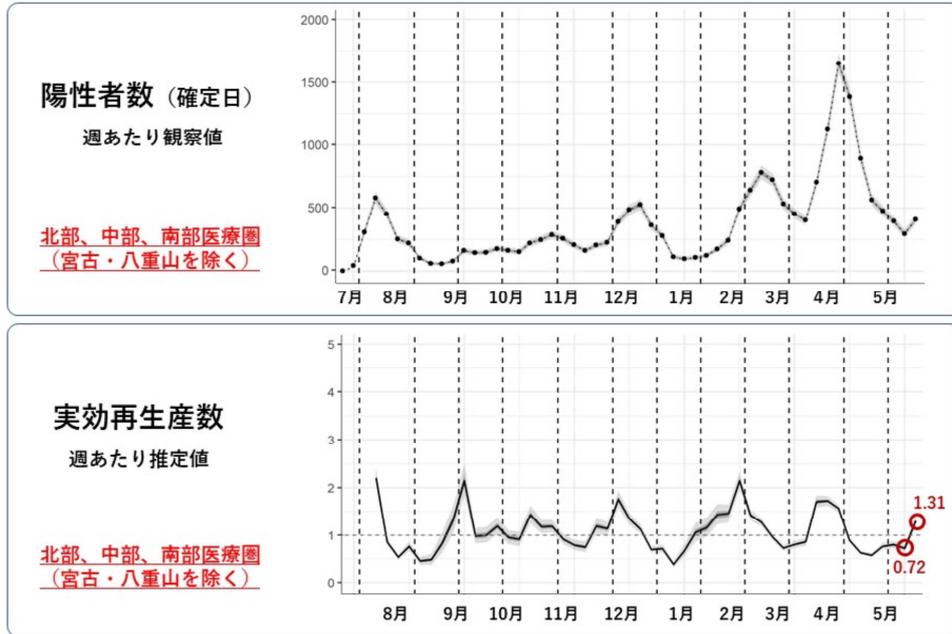


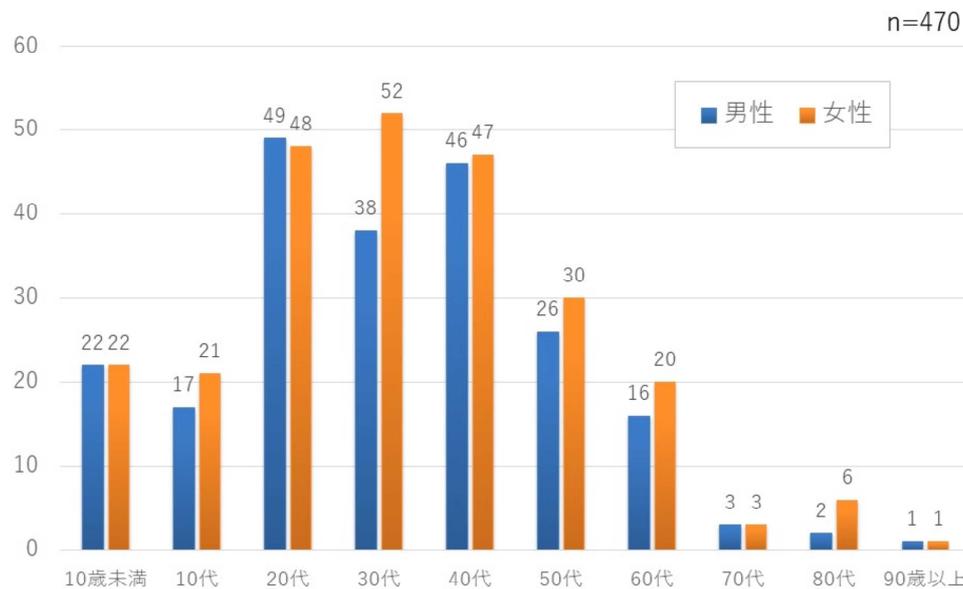
図 1 陽性者数の推移と実効再生産数（北部、中部、南部）



【現状】

沖縄県における先週（7月12日-18日）の新規陽性者数は、470人（前週 327人）でした。沖縄本島（周辺離島を含む）における週あたりの実効再生産数(R)は1.31 (95%CrI:1.18, 1.44)であり、前週の0.72から急速にリバウンドしています（**図1**）。

図2 沖縄県における性年齢階級別症例数（7月12日～18日）

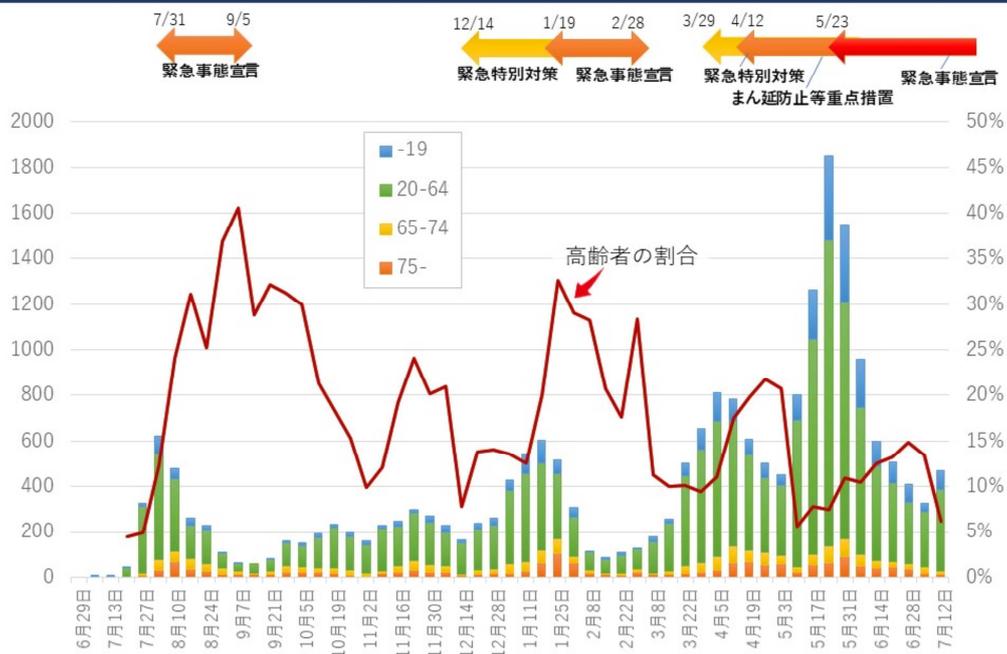


沖縄県：沖縄県における新型コロナウイルス感染症発生状況

年代別では、20代が97人（21%）と最多であり、前週の62人から大幅に増加しています。20歳未満の陽性者は82人（17%）であり、前週の38人から倍増しました（**図2**）。このうち、保育園児14人（前週3人）、小学生23人（前週12人）、中学生15人（前週7人）、高校生8人（前週4人）となっています。

現在、沖縄県では、学校生徒で1人でも陽性者を確認したとき、クラス全員のPCR検査を実施しています。先週(7月10日-16日)は、16クラス、486人に検査を実施しましたが、陽性者1人のみでした。このことから、小児の多くが家庭内感染であり、学校内での集団感染は発生していないと考えられます。

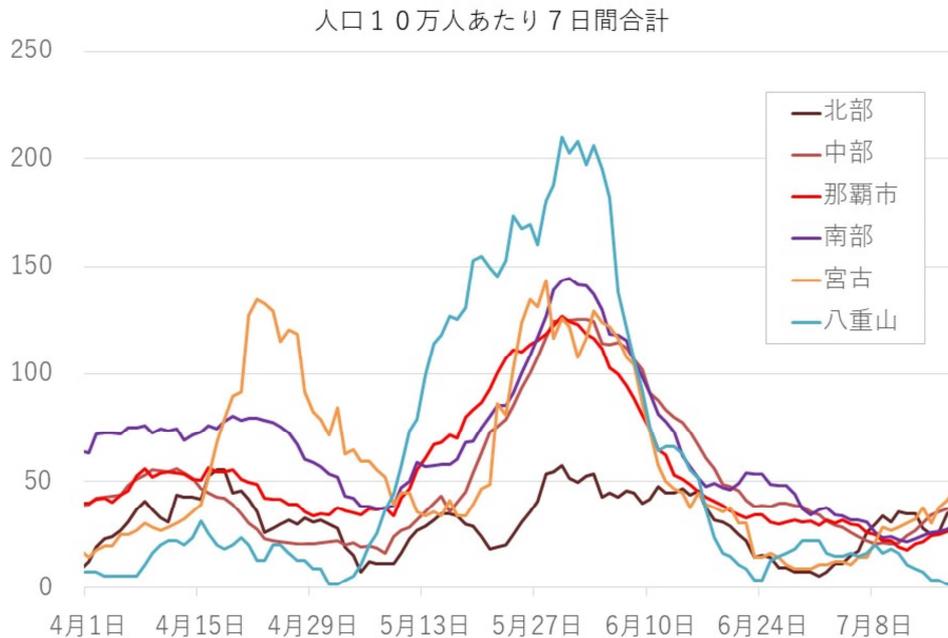
図3 年齢別陽性者数の推移（週あたり）



65歳以上の高齢者は26人（6%）であり、全年齢の陽性者数が増加しているにも関わらず、前週の44人より大きく減少しています（図3）。75歳以上は9人（2%）でしたが、このうち2人はデイサービスの利用者でした。高齢者施設における集団感染は減少しており、ワクチン接種が進んでいない施設に局限しています。

疫学調査で明らかにできた範囲において、職業別で最多だったのは、飲食業従業員26人（6%）でした。続いて、建設業従事者16人（3%）、小売店従業員14人（3%）、観光業従事者13人（3%）、介護従事者12人（3%）と続きます。ただし、業務中に感染したとは限りません。

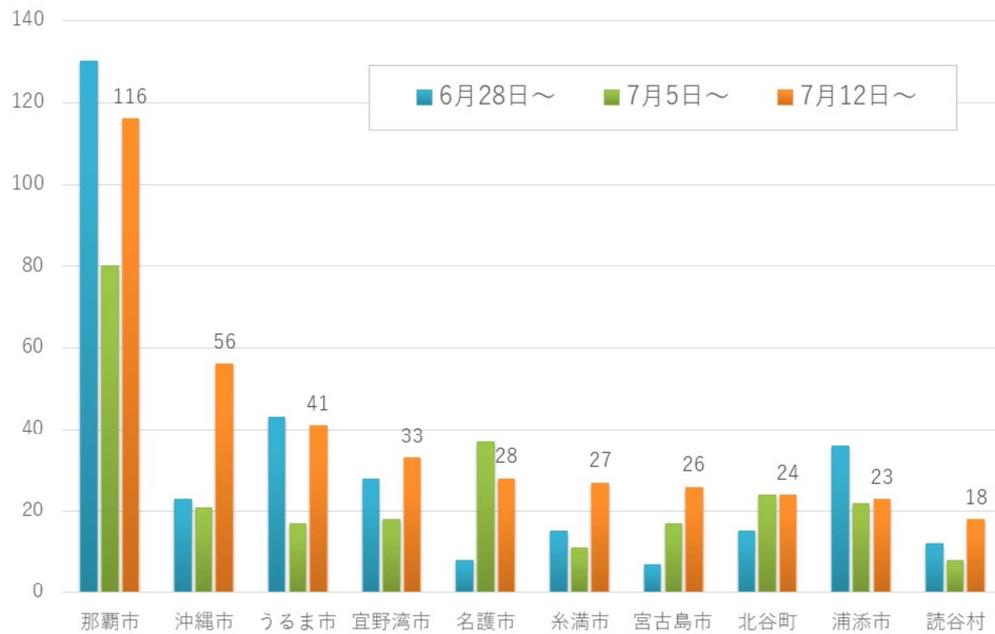
図4 医療圏別に見る新規陽性者数の推移



医療圏別では、北部 39人（前週 36人）、中部 186人（前週 107人）、那覇市 115人（前週 79人）、南部 97人（前週 73人）、宮古 26人（前週 16人）、八重山 1人（前週 9人）でした（図4）。中部の伸びが急激ですが、これは後述するようにデルタ株への置き換わりによる影響も考えられます。一方、八重山の流行は沈静化してきており、他の地域とは異なる傾向です。

疫学調査で明らかにできた範囲において、渡航関連での感染者は14人（3%）でした。内訳は、県外へ渡航した県民が8人、県外からの渡航者6人です。相互の親族訪問（帰省）における感染リスクが高いため注意が必要です。また、一緒に渡航したメンバーのなかに感染者がいたため、渡航先で集団感染したと考えられる事例もありました。

図5 市町村別にみる新規陽性者数（先週の上位10市町村）



市町村別では、多い順に、那覇市 116人（前週 80人）、沖縄市 56人（前週 21人）、うるま市 41人（前週 17人）、宜野湾市 33人（前週 18人）、名護市 28人（前週 37人）でした（図5）。とくに、中部の都市部で倍以上の増加を認めています。感染経路は多様であり、絞り込むことができません。市中流行が広がっていると考えられます。

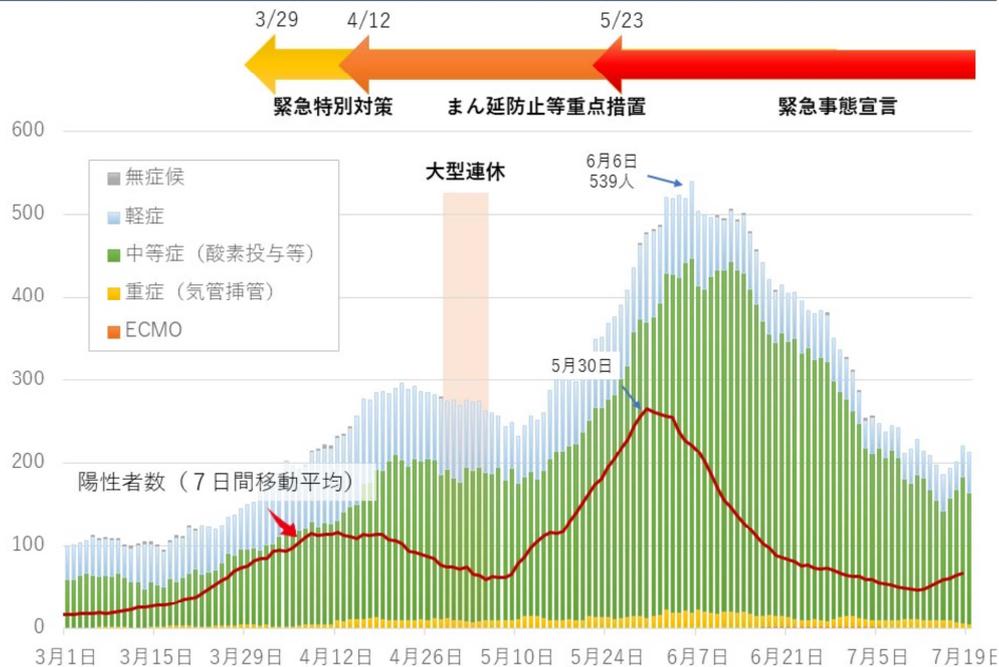
図6 在沖米軍と沖縄県における新規陽性者数の推移



なお、在沖米軍で68人（前週47人）と再流行が始まっています（図6）。嘉手納基地で27人（前週35人）と持続しており、それがキャンプキンザー18人（前週3人）、キャンプフォスター15人（前週2人）など他の基地へと拡がりはじめています。基地従業員のほか、友人など接触のある沖縄県民でも感染を認めています。

米兵と接触歴のある事例では、デルタ株感染が多いことから、在沖米軍ではデルタ株が流行しているものと推察されます。米軍人および軍属はワクチン接種が完了しているはずですが、モデルナ社ワクチンのデルタ株への効果が限定的であるか、あるいは接種から半年が経過したため予防効果が減衰している可能性もあります。

図7 新規陽性者数および重症度別入院患者数



入院患者数は、先週末（7月18日）が221人（7月11日 228人）と減少していますが、7月16日から増加傾向にあります。酸素投与など中等症患者 183人（7月11日 185人）、気管挿管など重症患者 6人（7月11日 11人）となっています（**図7**）。

沖縄県内で流行しているウイルスは、ほとんどがイギリス由来のアルファ株ですが、徐々にデルタ株への置き換わりが進行しています。先週、246検体について変異株（L452R）PCRを実施したところ、36検体（14.6%）において陽性を確認しました。これらはインド由来のデルタ株だと考えられます。前週の9検体（3.8%）から明らかに増加しており、とくに中部 70検体中で17検体（24.3%）と置き換わりが進んでいます。

図8 今後1週間（7月19日-25日）の発生見込み数

分析データ： 新規陽性者数、年齢群別・医療県別入院率； 沖縄県
年齢群別重症化率； 厚生労働省
平均期間（入院・重症）； HER-SYS

	新規陽性者数（確定日）			入院患者数 [※]			重症患者数 [※]		
	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5
実効再生産数	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5
北部	17.9	36.0	72.5	17.6	19.8	23.5	0.2	0.3	0.4
中部	93.4	188.0	378.6	52.2	62.4	79.1	1.0	1.5	2.2
那覇市	54.1	109.0	219.5	54.2	61.6	73.7	3.9	4.2	4.8
南部	44.2	89.0	179.2	48.1	52.6	59.9	0.4	0.6	0.8
宮古	11.4	23.0	46.3	6.6	7.8	9.7	0.1	0.2	0.2
八重山	0.5	1.0	2.0	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
合計	221	446	898	180	206	247	6	7	9

※ 7月25日時点の見込み数

沖縄県疫学統計・解析委員会

【推定】

沖縄県内では、7月12日を境にしてリバウンドが確認されています。重症者の数は減っていますが、さらなる流行に至れば、ワクチン未接種の高齢者や40代、50代の重症者が多発するものと考えられます。

今週、急速に感染拡大していても、4連休により医療機関での検査件数は増加せず、新規陽性者数の報告は600-800人程度に抑えられる可能性があります。しかし、実際には、より多くの感染者が発生しているものと考えられます。

若者中心の感染であるため入院患者数の増加スピードは遅く、今週末には230-270人に至ると推定します。気管挿管等が行われる重症患者数は7-10人と見込まれます（図8）。

図9 沖縄県内における検査事業の実績（7月10日-16日）

	対象者	本人負担	検査数	陽性数	陽性率
エッセンシャル ワーカー 定期検査事業	介護従事者	無料	8,730人	2	0.02%
	障害者福祉 従事者	無料	5,363人	1	0.02%
	保育従事者	無料	1,357人	0	0.00%
学校PCR検査事業	感染者を確認 したクラス全員	無料	16校 486人	1	0.21%
飲食店従業員 PCR無料検査	飲食店従業員	無料	140人	5	3.57%
安価なPCR検査 補助事業	県内在住希望者	2,000円	5,181人	75	1.45%
空港PCR検査 プロジェクト (7/12-18のデータ)	県内在住者	3,000円	1,566人	6	0.38%
	県外在住者	5,000円	576人	0	0.00%
合計			23,399人	90	0.38%

【解説】

沖縄県では、第5波と言うべき感染拡大が始まっています。その速度は加速しており、新たな手を打たない限り、このまま急速に拡大すると考えられます。

流行規模に対して、高齢者の割合が6%と低いことから、しばらくは重症者数は増えない可能性があります。しかし、そこに甘んじていると、ブレーキが利かないぐらいに流行が加速して、ワクチン未接種者において重症者が多発していきます。そして、この流行はかなり長引く恐れがあります。

よって、病床占有率で判断するのではなく、早い段階で流行を抑え込みながら、ワクチン接種を推進する必要があります。とくに、今週の4連休をどのように迎えるかで、8月上旬にかつてない大流行を経験するか、ある程度の抑え込みに成功しながら夏を切り抜けるかが決まります。

1) 陽性者への積極的疫学調査の徹底

まだ、県内いたるところで流行している状況ではありません。職場や学校、家庭など、陽性者を認めた周辺に徹底して幅広く検査を行うことに十分な意義があり、現時点で最優先の課題だと思えます。

高齢者施設における経験から、私たちは、濃厚接触者にだけ検査を行っていても封じ込められないことを知っています。ところが、職場などで陽性者を認めても、限られた濃厚接触者だけ検査を行って、オフィス全体への検査が行われていません。

漠然とモニタリング検査を行うよりも、よほど陽性者を発見する可能性が高く、かつ現場への安心を提供することになります。今後の流行を抑止するうえで、もっとも優先度の高い取り組みです。

2) 流行地からの渡航自粛の呼びかけ

現時点では、本土全域で第5波が始まろうとしています。よって、ワクチン接種の完了者を除いて、すべての渡航者に対する渡航自粛を求めることが必要です。ワクチン接種が完了していない方で、やむを得ず渡航される方は、渡航前にPCR検査を受けて陰性を確認するようお願いいたします。

相互の親族訪問（帰省）が、ウイルス持ち込みの要因となっています。祖父母がワクチン接種を完了していたとしても、訪問する側がワクチン接種を完了していなければ、祖父母以外（久しぶりに会う同級生など）へと感染を拡げるリスクが高まります。帰省者の全員がワクチン接種を完了するか、あるいは、第5波が落ち着くまでは帰省を延期いただくように呼びかけてください。

3) 土日祝日の繁華街の休業要請

松山地区をはじめ、県内の繁華街に活気が戻っています。これから多くの渡航者も訪れるでしょうし、少なからぬ県民も訪れる可能性があります。

緊急事態宣言が出されているので、酒類を提供する店舗の営業は自粛いただいていることになってます。しかし、実際には開いています。感染対策は建前でやっても上手くいきません。いまは、現実と建前にギャップが生じており、建前で対策がとられています。

観光客と県民との接点が生じやすい土日祝日については、少なくとも休業いただくように、改めて要請することが必要です。加えて、県民が飲み会などを自粛いただけるよう、とくに4連休中については（補償金をつけて）代行運転の営業自粛を求めるとともに、飲酒運転の取り締まりを強化することも検討してください。

4) 繁華街における匿名検査の普及

昨年7月の4連休においても、繁華街で働く方々の感染を多数確認しました。当時は、4連休の2週間後に2千人規模での検査を実施しましたが、対応が遅すぎたという反省があります。

より早期に検査が受けられるよう、飲食店従業員向けの無料検査を実施していますが、実際には検査を受ける方は多くはありません（図9）。陽性だった場合に隔離されるなど、ほとんどメリットがないので仕方がない側面もあるかと考えられます。

そこで、抗原定性検査キットを各店舗に無料で配布することを検討してください。自己検査して陽性だったときには、自主的に仕事を休んでいただくよう呼びかけます。また、結果については、匿名で報告いただくようにします。匿名検査であっても、感染の事実を知ることは、まん延防止へと貢献します。

5) 県内全域における検査アクセスの向上

現在、沖縄県内で、とりわけ効率的に感染者を発見しているのは、希望者を対象とする「安価なPCR検査補助事業」です（図9）。

那覇市内に2000円の検査所を設けていますが、先週だけで75人の陽性者を見ました。中北部にも検査が受けられる場所を増やしたり、匿名で検査が受けられるようにすることも検討いただければと思います。

住民が能動的に検査を受けに来られるのであれば、これにしっかり応えていくことが一番です。特定の業種が怪しいといった一方的な見方でモニタリングするよりは、効率的に感染の事実を伝えていく手段になっています。

令和3年5月21日決定 令和3年6月3日変更 令和3年6月7日変更
令和3年6月17日変更 令和3年7月8日変更 令和3年〇月〇日変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人の接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

※7月8日政府が緊急事態措置の期間延長を決定、それを受け同日沖縄県
対処方針を変更

※感染状況及び医療提供体制の改善及び緊急事態措置の早期解除を目指す

【対処方針の変更について】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

4連休（7/22－25）を含む7月末までの集中行動抑制期間について

■県内で、感染力の強いデルタ株の感染が広がっています（7月3週目14%→4週目31%）

■これまでより少ない接触でも感染が拡大する危険性があります。
この4連休中に感染拡大を許せば8月にさらなる大きな感染の波を招きかねません。

■県は人の流れを抑制し、市中感染を抑えるため7月31日まで公共施設を閉鎖します。
（図書館等の学術施設を早期に再開するためにも集中した取り組みが必要です。）

①日中も含めた不要不急の外出を自粛すること（法第45条第1項）

必要な買い物であっても回数や人数を減らすこと

②都道府県間の移動・往来は自粛すること（法第45条第1項等）

出張および帰省も控える。やむを得ない場合は、事前にPCR検査等を受検して陰性確認を
※県では、22日から那覇空港で抗原検査も開始します。

③離島との往来は、自粛すること（法第45条第1項）

④模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること（法第24条第9項）

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項等)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を厳に避けること（法第24条第9項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
<沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129>

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

協力内容

来訪自粛

◆**県外からの来訪（帰省を含む）について、デルタ株の影響もあることから緊急事態措置期間は自粛してください**

やむなく来訪する場合は、本県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。

なお、**国において、夏休み期間中に羽田、成田、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております（7月20日～8月31日まで（※1））。**

来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、**久米島空港**到着時にPCR検査及び**抗原検査（※2）**を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。
日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

※1 https://corona.go.jp/passengers_monitoring/（内閣官房サイト）

※2 那覇空港において**7月22日から**抗原検査を運用開始

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

要請・協力
依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）は、6/7から要請の対象です。（法第45条第2項）

※7月12日から協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象となります（7/12～8/22の全期間協力に応じた場合に支給）（法第45条第2項）

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

◆全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、延期または中止を要請する（無観客・オンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

◆上限人数1,000人以下のイベントについては収容率50%以内で開催することを要請する
ただし、可能な場合には、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催の検討を要請する。
また、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。

※全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。

イベント実施時の留意事項

- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- ◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）
- ◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）
- ◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）
- ◆イベント終了後打上等を控えるよう呼びかけること（働きかけ）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- 会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）
- ◆ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆ 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行うこと（法第24条第9項）
 - ・ 従業員の体調管理を徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませる
 - ・ 休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・ 社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底する
 - ・ 事業所の換気を励行する
- ◆ 自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆ 会議、集会、説明会、研修、学会等を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆ 自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆ 屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおいて検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
- ◆保育所等
引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- ◆地域の感染状況を踏まえ、時差登校等を検討する。
小中学校は、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼
- ◆衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行、宿泊学習等）の延期、縮小
- ◆幼児児童生徒に対して、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないよう指導
- ◆学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ◆学校の部活動は原則中止
ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏期休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う
- ◆「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための支援を行う。
- ◆大学、専門学校等は原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避
- ◆大学は学生に対し、感染リスクが高い以下の行動を自粛するよう指導すること
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～8月22日(日)

要請・ 協力依 頼内容	対象施設 (特措法施行令第11条)	内 訳	要請・協力依頼内容
	劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、 演芸場、プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベント開催の場合は営業時間を5時から21時まで時短（法第24条第9項） ■ 人数上限1,000人以下かつ収容率50%以内（法第24条第9項） ■ 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ） ■ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■ 映画上映はイベント同様に扱い21時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ イベント開催以外の場合は20時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項） できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人以下または収容定員50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
	集会場又は公会堂 （第5号）	集会場、公会堂	
	展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文 化会館、多目的ホール	
	ホテル又は旅館 （集会の用に供す る部分に限る） （第8号）	ホテル・旅館（集会 の用に供する部分に 限る）	

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象には、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～8月22日（日）		
要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	内 訳	要請内容
	商業施設 （生活必需物資を除く）（第7号）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を5時から20時までの時短（法第24条第9項） ■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を5時から20時までの時短（働きかけ）
	運動・遊戯施設（第9号）	体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等（屋内施設）	<ul style="list-style-type: none"> ■入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）
	博物館、美術館等（第10号）	博物館、美術館等（図書館を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■セール等の集客イベントの延期又は中止（法第24条第9項）
	遊興施設（第11号）	性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場	<ul style="list-style-type: none"> ■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知（働きかけ）
	サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）	スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■イベント開催の場合は21時までの時短（法第24条第9項） ■フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか アクリル板等を設置すること（法第24条第9項） ■ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温及び定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象は、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～ <u>8月22日（日）</u>	
要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	要請・協力依頼
	保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ） ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）
	葬祭場（第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）
	図書館（第10号）	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を徹底（法第24条第9項）
	ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号） ※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項） ・店舗で飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）
自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ） 	

公共施設

■**県立施設は、7月31日まで原則休館とする。それ以降は感染状況を確認し開館を検討する。市町村にも同様の取扱を働きかける。**

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)、
那覇空港PCR検査・**抗原検査**、本土直行便のある離島空港PCR検査の実施

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充、デルタ株(インド株)検査の実施

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

県内の感染状況の早期改善を図るため国に対しワクチンの迅速な提供を求めるとともに
下記の取組を進める

1. 市町村のワクチン接種に対する支援

接種の遅れている市町村等に対し、専属の市町村支援チームによる支援の実施
ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置 離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

2. 新型コロナウイルスワクチン接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県によるワクチン接種センターの設置(コンベンションセンター、県立武道館、**那覇クルーズターミナル**)

3. エssenシャルワーカーに対する接種の推進

警察官、消防士、保育士、幼稚園・小中高校の教諭等のエssenシャルワーカーに対する接種を県の広域接種センターや、市町村において推進

4. 職域接種の推進

各業界団体等と連携し、国に対し申請中の職域接種の速やかな承認とワクチンの提供を求め、県内の職域接種を推進

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設

重点医療機関等に要請し病床536床→**705**床を確保

病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に3ヶ所(計410室)、北部地区(60室)、宮古地域(77室)、八重山

地域(55室)の計**602**室を確保

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

4. 看護師・保健師を募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

沖縄県感染防止対策認証制度



1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

食品衛生法の許可を取得した飲食店（デリバリー、テイクアウト専門店は対象外）

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証取得の先着1,200店舗へのCO₂センサー配布

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置区域における酒類提供の要件化

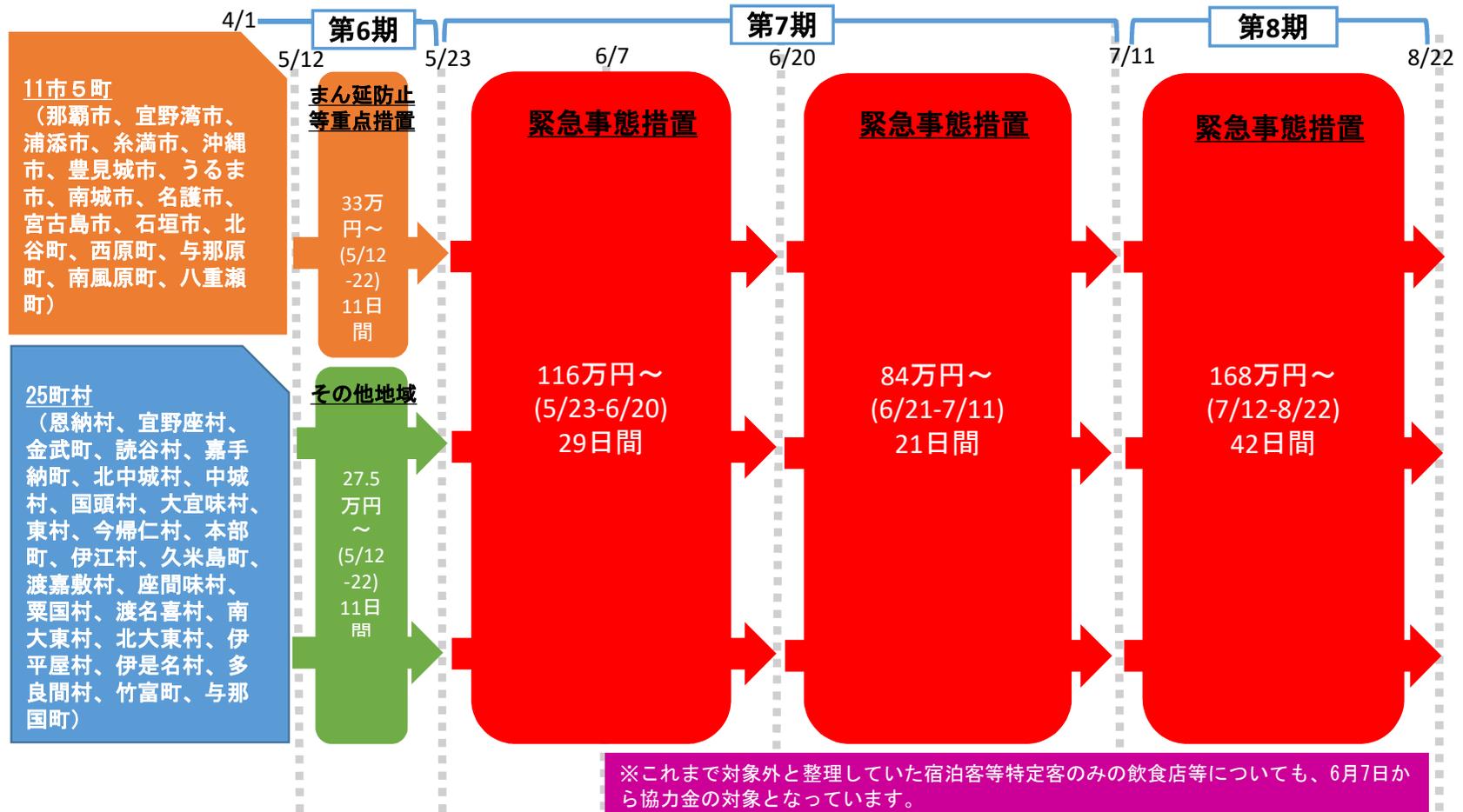
4. 申請や制度について（沖縄県感染防止対策認証制度事務局：050-5526-3041）

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

- 第6期協力金の支給状況(7月6日時点)は、申請件数(事業者数):10,749件、支給件数:5,778件(約57.8%)、疑義対応中:2,305件(約21.4%)等となっており、引き続き、早期支給に向け、取り組んでまいります。
- 第6期協力金の申請受付は、**7月15日(木)まで**です。お早めに申請頂くようお願いします。
- 第7期協力金は、**7月19日(月)**から申請受付を開始します。
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受け付けております。

【算定方法「特措法に基づく緊急事態措置」】

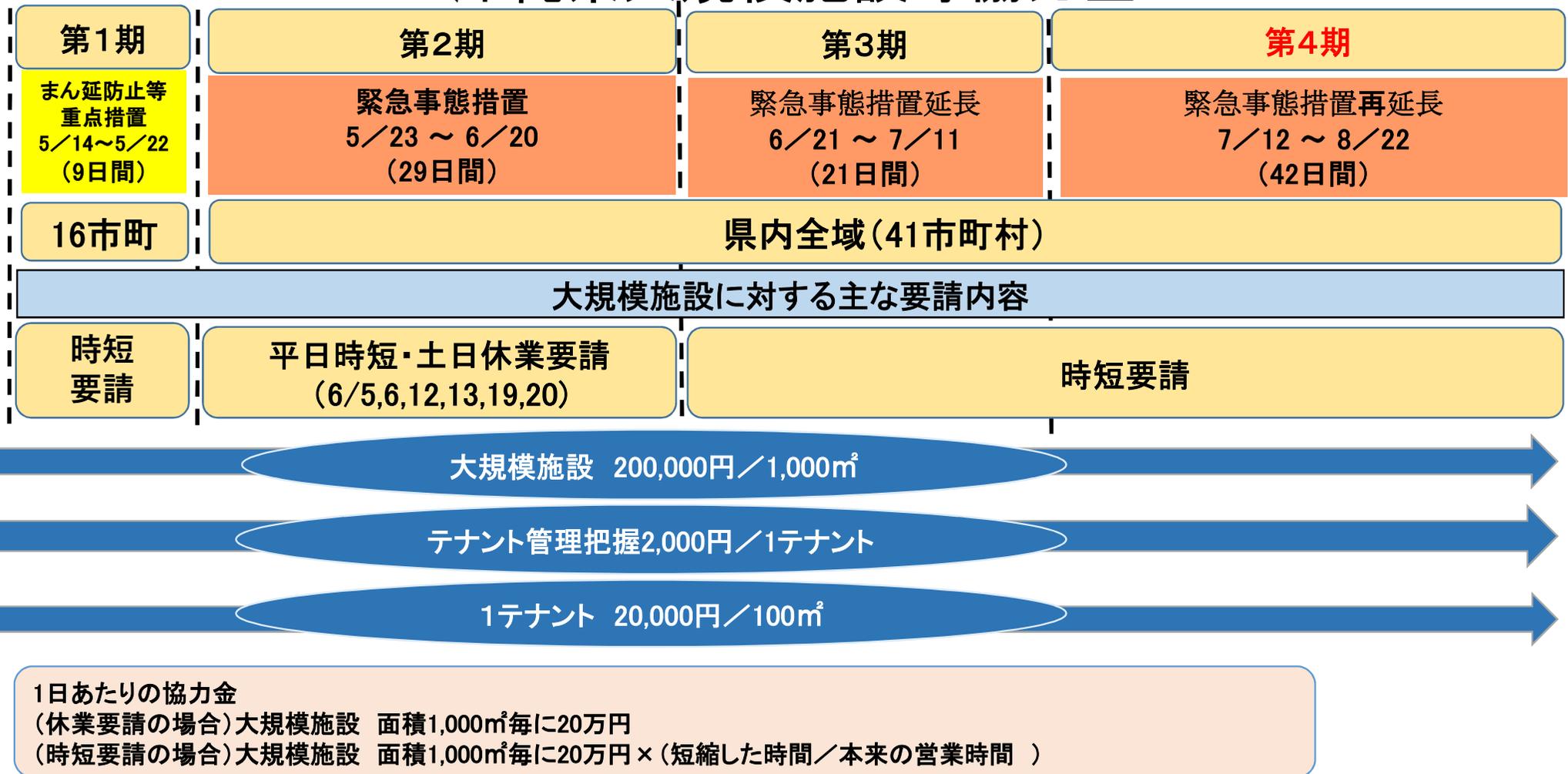
- 中小企業(売上高方式)：売上高に応じて4~10万円/日
- 大企業(売上高減少方式)：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日(中小企業も選択可)



【令和3年度】

商工労働部感染防止経営支援課Tel098-917-2872

沖縄県大規模施設等協力金



協力金申請受付期間(第1期、第2期、第3期分)令和3年7月12日(月)~令和3年8月27日(金)

緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（飲食店巡回）

【飲食店等への要請】

- ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）
- ◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

対象施設

飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

遊興施設・結婚式場等

- バー
- カラオケボックス・結婚式場等での食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

ホテルのラウンジ等

非協力店舗

(1) 店舗への協力要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条2項)

288店舗

(令和3年7月16日時点)



(2) 状況確認



(3) 命令 (同法第45条3項)

134店舗

(令和3年7月16日時点)

(4) 命令違反の確認

124店舗

(令和3年7月21日時点)

(5) 裁判所に命令違反を通知 (過料の通知)

29店舗

(令和3年7月21日時点)

**緊急事態宣言下（警戒レベル第4段階）の具体的実施内容
（沖縄県対処方針）**

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

（令和3年7月21日時点）

項 目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校を検討する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する ○ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。 ○ 部活動は原則中止する。ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏季休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う。 ○ 「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 ○ 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 ○ 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。 3 研究活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。

(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月24日(土)から7月31日(土)までの間、臨時閉館する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。 ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続する。
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期または中止を要請する。 ○ ただし、中止等ができない場合は、活動人数、活動方法の制限など感染防止対策を徹底した上で利用者の受け入れを行う。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し開所を検討する。
④地域環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し開所を検討する。 ○ 出前講座を停止する。(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
⑧公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提供サービス等は継続する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、キャンプ場等の有料施設の利用については原則停止とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。
②奥武山総合運動場	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休場とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止又は延期ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について、新規予約受付を停止する。 ○ 国民体育大会等に出場する場合の練習等に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。 ○ 施設を利用する場合にあつては、各種ガイドラインに沿って、十分な感染防止対策を徹底した上での利用とする。
③美ら海水族館	○ 7月22日(木)から7月31日までの間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
④首里城公園	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
⑤県営8公園施設	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、多目的広場、シャワー施設等、条例で定めている有料施設については原則閉鎖とする。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、備品貸出は原則中止とする。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑧県営海浜公園 (西原・与那原マリンパーク、あざまサンサンビーチ、宇堅ビーチ)	○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、感染防止のため施設は原則休園とする。それ以降は感染状況等を確認し開園を検討する。
⑨市町村営海水浴場等	○ 県の対応について参考に送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。

②万国津梁館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
④沖縄県男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月22日(木)から7月31日(土)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ ただし、相談業務等については、継続する。
⑤運転免許センター関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。